

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し

（税 務 課）

一

○県営土地改良事業の換地計画に関する地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地としての指定

（農 村 整 備 課）

一

○建設業許可の取消し

（事 業 管 理 課）

三

○道路の供用開始

（道 路 課）

四

○二級河川の区間の指定

（河 川 課）

四

公 告

（情 報 シ ス テ ム 課）

四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

（環 境 対 策 課）

六

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

（環 境 対 策 課）

六

○開発行為に関する工事の完了（四件）

（建 築 宅 地 課）

六

○県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示

選 挙 管 理 委 員 会

七

○定期監査結果に対する措置の公表

監 査 委 員

七

監 査 委 員

○公安委員会

公 安 委 員 会

七

公 安 委 員 会

○警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施

正 誤

七

○宮城県公報平成二〇年号外第五一号中

正 誤

七

正 誤

○宮城県公報平成二二年号外第三号中

正 誤

七

告 示

○宮城県告示第九十号
宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）第四百九十九条の三第二項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成二十一年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名又は名称 代表者の氏名 主たる事務所等の所在地 指定取消しの年月日
株式会社千田油脂店 代表取締役 仙台市太白区鹿野一丁目 平成二十年十二月十五日
千田 祐作 四番八号

○宮城県告示第九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業中田南部地区について樹立する換地計画に関し、次の従前の土地を、地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地として指定した。
平成二十一年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 換地を定めない土地

市町村名	大字	字	地番	地目	用途	地積㎡
登米市	森中田町石	新田中	一八一	田	田	一、三五六
同	同	同	一八三	同	同	三八九
同	同	同	一八四	同	同	六六三
同	同	同	一九三	同	同	三〇〇
同	同	同	二〇〇	同	同	四四七
同	同	同	二一〇・一	同	同	一六一
同	同	同	二二二	同	同	六四一
同	同	同	二二三	同	同	六〇二

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中田	新糠塚	同	同	同	同	同	同
七二七	七二六	七二五	七〇四	六九五・一	五四三	四八八	四一五	三九六	三四二・二	三四二・一	三四〇・二	二九五・一	一八四・一	二二九・一	二二八・一	二二七	二二六	二二五	二二四
同	同	同	同	同	同	同	同	田	畑	同	同	田	畑	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	田	畑	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一、〇三二	一、〇三一	一、〇三一	一、〇三一	八七二	三〇八	七九二	一、〇三一	九一〇	二二七	二〇五	四三〇	九九四	五四一	三九九	五八一	三〇九	二〇八	二七九	四〇一

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	沼中田町上	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	中田	同	新小中田	同	同	同	同	同	同	同	同	東小倉	同	同	西小倉
六〇・一〇	五四・二二	四〇・一	三三・七	三三・六	三〇・七	五二・一	一一・一	五八	三五・一	二八・一	二七・一	二六・一	一九	一六	一五	一〇	一一・六・二	一一・五・一	四二
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	田	畑	同	同	同	同	同	同	同	同
一、〇三一	五一五	五四五	三、〇九四	二、〇六一	二、〇六一	二六四	一、二二三	四五八	三四二	六五九	八〇九	四〇九	八九	四二二	四二四	四〇五	二五	四三八	六九二

平成二十一年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十一年一月二十日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設可設番号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類	受付年月日
----------------	------------	--------	-----------------------	-------

齋藤 博司	柴田郡柴田町船岡中央一丁目七、八	般、十六千四百九十七号	全部廃業 大工工事業	平成二十年十二月二十六日
-------	------------------	-------------	---------------	--------------

株式会社渡辺組 渡邊 俊郎	伊具郡丸森町金山字谷地木戸百九十	般、十六千九百一十号	一部廃業 電気工事業	平成二十年十二月二十二日
---------------	------------------	------------	---------------	--------------

日道建設株式会社 佐藤 春基	仙台市若林区卸町東五丁目三、二十二	特、十九千七百八十五号	一部廃業 特定建設 造園工事業	平成二十年十二月十六日
----------------	-------------------	-------------	-----------------------	-------------

株式会社アツミホーム 熱海 壽夫	仙台市泉区松森字前田四十五、二十六	般、十七千九百六十二号	全部廃業 建築工事業	平成二十年十二月十七日
------------------	-------------------	-------------	---------------	-------------

ワークスプラン株式会社 大沼 秀雄	仙台市宮城野区榴岡一丁目六、三十七	般、特、十五千四百一十四号	一部廃業 特定建設 建築工事業 塗装工事業 内装仕上工事業	平成二十年十二月二十六日
-------------------	-------------------	---------------	---	--------------

有限会社佐藤建 材藤 信三	大崎市古川諏訪二丁目二、八	般、十五千五百五十三号	一部廃業 管工事業	平成二十年十二月十六日
---------------	---------------	-------------	--------------	-------------

有限会社ダイワ 重機 大和	登米市迫町北方字永田二、一	般、十五千五百三十三号	一部廃業 大工工事業 管工事業 タイル、れんが、ブロック工事業 鉄筋工事業	平成二十年十二月二十四日
---------------	---------------	-------------	---	--------------

福井企業株式会社 熊谷 芳子	仙台市青葉区花京院一丁目四、二十五、八〇	般、十六千六百三十九号	全部廃業 建築工事業	平成二十年十二月二十六日
----------------	----------------------	-------------	---------------	--------------

コーポレイション株式会社 三宅 正光	大崎市古川沢田字筒場十四、一	般、十八千七百七十九号	全部廃業 大工工事業	平成二十年十二月十七日
--------------------	----------------	-------------	---------------	-------------

株式会社寛野工務店	柴田郡川崎町大字川内字荒羽賀四十五、一	般、十八千七百七十七号	一部廃業 一般建設業	平成二十年十二月十九日
-----------	---------------------	-------------	---------------	-------------

寛野 浩明 一百二十九号 建築工事業

三 許可取消しの原因
建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年一月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	塩竈吉岡線	塩竈市本町二九番一地从先から同市西町四八番一地从先まで	平成二十一年一月三十日

○宮城県告示第九十四号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十条第二項の規定により、次のとおり二級河川の区間を指定し、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	区間	
	上流端	下流端
七北田川水系梅田川	仙台市青葉区中山二丁目一番六六地先の市道橋	仙台川分派点上流

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十一年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県電子県庁共通基盤システムに係るアプリケーション保守業務 一式

- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 契約締結の日から平成二十三年三月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県庁行政舎内ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第一百七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 入札期日において本県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく資格制限を受けている期間中でないこと。

7 本業務に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けた者であること。

8 過去二年以内にシステム開発又は保守業務に係る委託契約(請負額一千万円以上に限る)を締結した実績を有するもの。

9 企業連合にあつては、いずれにも該当すること。

イ 全ての構成員が1又は2に該当し、かつ3から6までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが7から8の要件を満たしていること。

ロ 構成員が他の企業連合の構成員として、又は単独により本人札に参加していないこと。

10 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のい

れかに該当するときは、入札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

イ 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)(第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

ロ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)(、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ニ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ホ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札書の提出場所等

1 入札の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県企画部情報システム課システム運用・指導班(担当 西塚 健哉 電話〇二・二二二一・二四七六)

2 入札説明書及び仕様書の交付期間

平成二十一年一月三十日から三月六日までの土曜日及び日曜日並びに祝日を除く毎日の午前十時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。とする。)

3 入札書の提出期限 平成二十一年三月十二日午後五時（郵便により提出する場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること）。ただし、入札書を持参する場合は、4の開札の日時までとする。

4 開札の日時及び場所
平成二十一年三月十三日（金）午前十時 宮城県庁行政舎六階 企画部会議室

四 入札に参加することができない者
二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書の作成の要否 要

8 詳細は入札説明書による。

六 概要

1 Item(s)/Service(s) Required : Maintenance of the Miyagi prefecture network system -1 set

2 Duration of Contract : From the contract signing date until March 31, 2011

3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Government Office and other locations

4 Deadline to Submit Bid : March 12, 2009, 5 : 15 p.m.

5 Place and Time of Bid Selection : March 13, 2009, 10 : 00 a.m., Miyagi Prefectural Government Office Building, 6th Floor, Policy Planning Department Meeting Room

6 Contact Person : Kenya Nishizuka, System Operation Guidance Section, Information

System Division, Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-2476

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十一年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 大気汚染測定局保守管理業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部環境対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十一年一月二十一日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気興業株式会社 仙台市青葉区昭和町三番二十六号

五 落札金額 九千三百万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十年十二月十二日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十一年一月三十日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 宮城県知事 村 井 嘉 浩
地域 気仙沼市最知荒沢百十七番、百七十五番、百八十四番一、百八十四番二、百九十二番一及び百十七番地先道の各一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 気仙沼市最知荒沢百九十二番地一 北斗株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十一年一月三十日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 宮城県知事 村 井 嘉 浩
多賀城市八幡二丁目百五番三

地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

塩釜市中の島三番十号

株式会社マルハラホーム

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年一月三十日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市矢本字蜂谷浦九十番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

東松島市矢本字下浦百七十八番地三 セジュー
ル矢本B棟百三

高橋 春香

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年一月三十日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

黒川郡大和町落合相川字大沢九十三番二の一部、九十四番三の一部、九十五番一及び九十六番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

大崎市古川城西一丁目三番七号 B棟

瀬戸 文晴

選挙管理委員会

○宮選管告示第百二十二号

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年一月三十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示
県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程(平成六年宮選管告示第十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「選挙運動用ポスター作成証明書を」の下に「、使用又は作成の実績に基づき作成し」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和四十五年運輸省令第七号)第十三条第一項第四号に規定する四けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

第五条第一項中「燃料供給業者」を「当該証明書のほかに、燃料供給業者にあつては第二条第二項の確認書及び前条第二項に規定する書面の写し」に改め、「当該証明書のほかに」を削る。
別記第一号様式(その一)を次のように改める。

その一

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

何年何月何日

宮城県選挙管理委員会委員長 氏名あて

何年何月何日執行何選挙(何選挙区)

候補者 氏 名 印

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

記

契約年月日 何年何月何日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目区分	契約年月日 何年何月何日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ				円	
運転手の雇用の雇用	何年何月何日			円	
燃料代	何年何月何日			円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に単価契約を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)

別記第一号様式(その二)を次のように改める。

その二

選挙運動用ビラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

何年何月何日

宮城県選挙管理委員会委員長 氏名あて

何年何月何日執行宮城県知事選挙

候補者 氏 名 印

記

契 約 年 月 日 何年何月何日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額 円	
		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

別記第一号様式(その三)を次のように改める。

その三

選挙運動用ポスター作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

何年何月何日

宮城県選挙管理委員会委員長 氏名あて

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者 氏 名 印

記

契 約 年 月 日 何年何月何日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額 円	
		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

別記第一号様式（その一）を次のように改める。

その一

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

次のとおり選挙運動用自動車燃料代について、県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号ロの規定による確認を受けたので申請します。

何年何月何日

宮城県選挙管理委員会委員長 氏名あて

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者 氏 名 印

記

1 契約年月日 何年何月何日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号

4 確認申請金額 円

区分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	円	円
今回の購入金額(b)	円	円
燃料代計 (a)+(b)	円	円
備考		

- 備考
- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から宮城県選挙管理委員会に提出してください。
 - この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
 - 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
 - 前回までの累積金額には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

戻り票：「同様式（その二）」を次のように改める。

その二

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

次のとおり選挙運動用ビラ作成枚数について、県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたので申請します。

何年何月何日

宮城県選挙管理委員会委員長 氏名あて

何年何月何日執行宮城県知事選挙

候補者 氏 名 印

記

1 契約年月日 何年何月何日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)		枚
今 回 の 枚 数 (b)		枚
枚 数 計 (a)+(b)		枚
備 考		

- 備考
- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から宮城県選挙管理委員会に提出してください。
 - この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
 - 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

原記載用紙様式(その三)を次のように改める。

その三

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

次のとおり選挙運動用ポスター作成枚数について、県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

何年何月何日

宮城県選挙管理委員会委員長 氏名あて

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者 氏 名 印

記

1 契約年月日 何年何月何日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)		枚
今回の枚数 (b)		枚
枚 数 計 (a)+(b)		枚
備 考		

備考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から宮城県選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」については、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

県議員三井様へ（その一）を次のように改める。

その一

別記第四号様式(その一)を次のように改める。

確認番号

選挙運動用自動車燃料代確認書

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号の規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号ロに定める金額の範囲内であることを確認する。

何年何月何日

宮城県選挙管理委員会委員長 氏 名 印

記

1 何年何月何日執行何選挙(何選挙区)

2 候補者の氏名

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号

4 確認金額

円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、宮城県に支払を請求することはできません。

その一

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものを証明します。

何年何月何日
何年何月何日執行何選挙（何選挙区）
候補者 氏 名 印
記

（該当する方の番号に○をしてください） 送等契約区分 送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	1 一般乗用旅客自動車送事業者との送契約による場合	2 左に掲げる場合 以外の場合
車種及び自動車登録番号	送等年月日	送等金額
	何年何月何日	円

備考
 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から送事業者等に提出してください。
 2 送事業者等が宮城県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、送事業者等は、宮城県に支払を請求することはできません。
 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 (1) 一般乗用旅客自動車送事業者との送契約による場合 64,500円
 (2) (1)以外の場合 15,300円
 5 同一の日にあって一般乗用旅客自動車送事業者との送契約（「送等契約区分1欄の1」とそれ以外の契約（送等契約区分1欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られます。その指定をした一の契約のみについて記載してください。
 6 同一の日にあって一般乗用旅客自動車送事業者との送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、宮城県に支払を請求することはできません。

別記第四号様式（その二）を次のように改める。

その二

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したものを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者 氏 名 印

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名

燃料供給年月日 何年何月何日	燃料の供給を受けた選挙運動用 自動車の自動車登録番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
		ℓ	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給登録番号）を受け付けた選挙運動用自動車の自動車登録番号の4けた以下の数字（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けたから給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号1欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日に記載してください。票の写しを請求書に添付してください。
- 宮城県に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、宮城県に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

別記第四号様式（その三）を次のように改める。

その三

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したものを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者 氏 名 印

記

運転手の氏名及び住所	報 酬 の 額	備 考
雇 用 年 月 日		
何年何月何日	円	

- 備考
- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
 - 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
 - この証明書を発行した候補者については、この証明書を請求書に添付してください。
 - 県に支払を請求することはできません。
 - 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
 - 候補者の指定した運転手以外の運転手は、宮城県に支払を請求することはできません。

別記第五号様式（その一）を次のように改める。

その一

選挙運動用ピラ作成証明書

次のとおりピラを作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行宮城県知事選挙

候補者 氏 名 印

記

ピラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

作成枚数

作成金額

備考

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ピラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からピラ作成業者が宮城県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 2 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ピラ作成業者は、宮城県に支払を請求することはできません。
- 3 一人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数 175,000枚

(2) 限度額

$$\begin{aligned} & \text{確認された作成枚数が50,000枚以下の場合} \\ & \text{7円30銭(単価)} \times \text{当該作成枚数} = \text{限度額} \\ & \text{確認された作成枚数が50,000枚を超える場合} \\ & \text{365,000円} + \text{4円88銭} \times (\text{当該作成枚数} - \text{50,000}) = \text{単価} \dots 1 \text{銭未満の端数は切上げ} \\ & \text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額} \end{aligned}$$

別記第五号様式(その二)を次のように改める。

その二

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したことを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者 氏 名 印

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

作成枚数

作成金額

当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数

簡所

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出していただく。
 - 2 ポスター作成業者が宮城県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付していただく。
 - 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、宮城県に支払を請求することはできません。
 - 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数 × 2 枚
 - (2) 限度額
 - イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合
 $301,875円 + 510円 \times 48枚 \times \text{ポスター掲示場数} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$
 ポスター掲示場数
 - ロ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合
 $301,875円 + 265,240円 + 26円 \times 73枚 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$
 ポスター掲示場数
- 単価 × 確認された作成枚数 = 限度額
 単価 × 当該選挙区におけるポスター掲示場数を記載してください。

別記第六号様式（その一）を次のように改める。

その一

請求書
(選挙運動用自動車の使用)

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。
何年何月何日
宮城県知事あて

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名 印
記

- 1 請求金額 _____ 円
- 2 内 訳 _____
- 3 別紙請求内訳書のとおり
- 4 何年何月何日執行何選挙(何選挙区)
- 5 候補者の氏名 _____
- 6 金融機関名、口座名及び口座番号 _____

金融機関名	本・支店名
金融機関コード	支店コード
預金種別	口座番号
ふりがな	
口座名	

備考 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうちアラビア数字、燃料供給量及びの写し)とともに記載された書面)に記載された以下の場合には、宮城県に支払を請求するのではなく、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

2 候補者が供託物を没収された場合に、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。

3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙) その2

請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	販売金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
何年何月何日		(円 ×) 円 = 円			
何年何月何日		(円 ×) 円 = 円			
計		(円 ×) 円 = 円			

備考 1 「基準限度額」の(計)欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された額の合計を記載してください。

2 「請求金額」欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車登録番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

監 視
11月11日 11月11日 11月11日 11月11日

留 置 状 況

○宮城県監査委員告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成21年1月30日

宮城県監査委員	畠	山	和	純
宮城県監査委員	袋			正
宮城県監査委員	遊	佐	勤	左衛門
宮城県監査委員	谷	地	森	涼
				子

記

1 監査委員の報告日
平成20年9月26日

2 通知のあった日
平成20年11月28日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 企業局公営事業課

監査委員の報告の内容

仙南工業用水道事業において、返済の見込みのない一般会計借入金の累積及び精算の見込みのない建設仮勘定の累積が認められたので、庁内関係部局からなる検討委員会での休止の継続及び環境用水への活用という意見を踏まえ、早期に関係機関との調整を図られたい。併せて、会計処理方針の検討も進められたい。

措置の内容

未利用水の河川環境用水への活用については、国等関係機関との調整を継続していく。また、会計処理については、事業の最終的な方針が決定された時点で明らかにすることとし、それまでの間は、これまでどおり建設仮勘定で整理していきたい。

(2) 病院局県立病院課

監査委員の報告の内容

各病院の過年度分の入院収益等において、一部未収金縮減について努力が認められるものの、なお未収金が認められたので、引き続き収納促進及び未収金の発生防止のための対策を講じられたい。

措置の内容

未収金の縮減対策については、「病院事業未収金取扱要領」に基づき、病院局挙げて取り組んでいるところであるが、特に平成20年度は、「未収金縮減対策実施計画」を策定し、当課及び3病院が重点的に取り組むべき対応方針及び目標を定め、未収金の縮減対策を強化している。

未収金の収納促進については、年2回の強化月間（10月、2月）を設け、未納者全員に対して、文書による催告や自宅訪問を行っている。本年度の10月期分としては、当課が担当する「こども病院」について、40人の未納者に対して実施しており、催告による収納が31千円、訪宅による収納が3千円となっている。

また、債権分類を行い、支払能力がありながら支払いに応じない未納者に対しては、法的措置を講じており、5人の未納者に対して、法的措置を前提とした督促手続を実施し、そのうち、4人は分納をはじめたが、支払いが全く連絡もなかった1人に対しては、簡易裁判所に支払督促の申立を行っており、分納による50千円を収納している。

この結果、11月末現在では過年度個人未収金額5,282千円のうち、488千円を収納している。

今後とも未収金の収納に努めることとしている。

(3) 循環器・呼吸器病センター

監査委員の報告の内容

入院収益等において、未収金の縮減について努力が認められるものの、なお過年度の未収金が認められたので、引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じられたい。

措置の内容

未収金の縮減対策については、「病院事業未収金取扱要領」に基づき取り組んでいるところであるが、特に平成20年度は、「未収金縮減対策実施計画」を策定し、重点的に取り組むべき対応方針及び目標を定め、未収金の縮減対策を強化している。

未収金の収納促進については、医事業務の嘱託職員と一緒にあって、未納者が在宅していると思われる土日の休日に自宅訪問を行い、家族等とも接触を図り、医療費の支払方法の説明を行うなど、収納に努めているほか、年2回の強化月間（10月、2月）を設け、未納者全員に対して、文書による催告や自宅訪問を行っている。本年度の10月期分としては、22人の未納者に対して実施しており、訪宅による収納が58千円となっている。

この結果、11月末現在では過年度個人未収金額11,329千円のうち、915千円を収納している。

未収金の発生防止については、入院時のオリエンテーションの際に、高額療養費等の公費負担制度などの活用についてお知らせするほか、公費負担制度が適用されると思われる患者については、必要に応じて職員が市役所等と同行し、申請手続きの支援を行っている。

今後とも、法的措置を考慮しながら未収金の発生防止と縮減に努めることとしている。

(4) 精神医療センター

監査委員の報告の内容

入院収益等において、過年度の未収金が認められたので、引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じられたい。

措置の内容

未収金の縮減対策については、「病院事業未収金取扱要領」に基づき取り組んでいるところであるが、特に平成20年度は、「未収金縮減対策実施計画」を策定し、重点的に取り組むべき対応方針及び目標を定め、未収金の縮減対策を強化している。

未収金の収納促進については、医事業務の嘱託職員及び未納者に精通している看護職員等と一緒に、未納者が在宅していると思われる土日の休日に自宅訪問を行い収納に努めているほか、年2回の強化月間（10月、2月）を設け、未納者全員に対して、文書による催告や自宅訪問を行っている。本年度の10月期分としては、23人の未納者に対して実施しており、催告による収納が143千円、訪宅による収納が129千円となっている。

この結果、11月末現在では過年度個人未収金額48,470千円のうち、7,340千円を収納している。未収金の発生防止については、未収金が増加傾向にあることも踏まえ、入院時にオリエンテーションを行い、医療費の支払方法や高額療養費等の公費負担制度などについて理解していただき、その活用により発生防止に努めている。特に、長期入院患者で支払いが遅延している患者については、家族や保護者等に対して、説明・助言を行い理解を求め、早期支払いを求めている。また、外来患者についても同様に説明等を行い、現金の持ち合わせがないなどの理由で支払えない患者に対しては、後納願いのサインをもらい、次回来院時に支払いをしてもらっている。

今後とも、法的措置を考慮しながら未収金の発生防止と収納に努めることとしている。

(5) がんセンター

監査委員の報告の内容

入院収益等において、未収金の縮減について努力が認められるものの、なお過年度の未収金が認められたので、引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じられたい。

措置の内容

未収金の縮減対策については、「病院事業未収金取扱要領」に基づき取り組んでいるところであるが、特に平成20年度は、「未収金縮減対策実施計画」を策定し、重点的に取り組むべき対応方針及び目標を定め、未収金の縮減対策を強化している。

未収金の収納促進については、医事業務の嘱託職員と一緒に、未納者が在宅していると思われる土日の休日も含めて自宅訪問を行い収納に努めているほか、年2回の強化月間（10月、2月）を設け、未納者全員に対して、文書による催告や自宅訪問を行っている。本年度の10月期分としては、70人の未納者に対して実施しており、催告による収納が15千円、訪宅による収納が25千円となっている。

この結果、11月末現在では過年度個人未収金額23,756千円のうち、2,418千円を収納している。未収金の発生防止については、入院時のオリエンテーションの際に、医療費の支払方法や高額療養費等の公費負担制度などについて理解していただき、その活用により発生防止に努めている。また、未納が予測される患者に対しては、院内各部署（看護部門、病棟クラス、MSW及び医事班）による未収金発生防止の打合せを随時開催するなど、未収金が長期化しないよう、未納初期段階での納入促進に努めている。

今後とも、法的措置を考慮しながら未収金の発生防止と収納に努めることとしている。

宮 城 県 公 安 委 員 会

○宮城県公安委員会告示第20号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成21年1月30日

宮城県公安委員会委員長 藤崎 三郎助

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）

(2) 実施期日

平成21年3月3日（火）から平成21年3月5日（木）までの3日間（3月3日及び4日は、午前9時30分から午後3時50分まで、同月5日は、午前9時30分から午前11時20分までとし、午前11時35分から修了考査を実施する。）

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

<p>社団法人宮城県警備業協会</p> <p>3 受講定員 40人</p> <p>4 受講対象者</p> <p>受講申込日において、3号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 最近5年間に3号警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定期則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>(5) 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>5 受講手続</p> <p>(1) 申込み受付期間 平成21年2月10日（火）から平成21年2月24日（火）まで（土・日曜日及び祝日を除く。）の10日間（毎日午前9時から午後5時00分まで）ただし、先着順に受け付け、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても締め切る。</p> <p>(2) 申込書の提出先 宮城県内の各警察署生活安全課</p> <p>なお、郵送による提出は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類</p>	<p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通</p> <p>ウ 受講対象者に該当することを疎明する次に掲げる書面 1通</p> <p>(ア) 前記4 - (1)に該当する者 最近5年間に、3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者が作成する警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>(イ) 前記4 - (2)に該当する者 1級検定の合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記4 - (3)に該当する者 2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書</p> <p>(ア) 前記4 - (4)に該当する者 旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し</p> <p>(イ) 前記4 - (5)に該当する者 旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書</p> <p>以上3号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書</p> <p>エ 代理人が提出する場合は、本人からの委任状</p> <p>(4) 受講手数料 公安委員会関係手数料条例（平成12年条例第21号）第2条第1項の表第63の項に基づき、14,000円の額に相当する宮城県収入証紙により受講申込時に納付すること。</p> <p>なお、既納の受講手数料は、還付しない。</p> <p>6 講習の委託先 仙台市泉区天神沢1丁目4番11号 社団法人宮城県警備業協会</p> <p>7 その他 講習に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課（電話番号022 - 221 - 7171 内線3184）</p>
<p>〒981-0801 宮城県仙台市青葉区中央1-1-1</p> <p>〒981-0801 宮城県仙台市青葉区中央1-1-1</p> <p>〒981-0801 宮城県仙台市青葉区中央1-1-1</p>	<p>〒981-0801 宮城県仙台市青葉区中央1-1-1</p> <p>〒981-0801 宮城県仙台市青葉区中央1-1-1</p> <p>〒981-0801 宮城県仙台市青葉区中央1-1-1</p>

<p>一 ページ</p>	<p>上 段</p>	<p>八 行</p>	<p>平成一 及ひ平 計予算 の要領</p>	<p>平成一 の要領</p>
<p>一</p>	<p>下</p>	<p>後ろか ら七</p>	<p>人事委員 会規則一 ・二・八</p>	<p>人事委員 会規則一 ・二・七</p>
<p>○宮城県公報平成二二年号外第三号(平成二十一年一月二十三日付け)中</p>				
<p>正</p>				
<p>誤</p>				